

総務文教常任委員会

平成29年6月19日（月）午前10時～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- （1）報告第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
＜説明～質疑＞
- （2）報告第4号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- （1）第1号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞

総務部

- （1）第1号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞
- （2）第2号議案 亀岡市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- （3）第3号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について
＜説明～質疑＞
- （4）報告第1号 亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

教育部

- (1) 報告第2号 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

4 討論～採決

5 陳情・要望について

- (1) 非核・平和施策に関する要望書

6 その他

- (1) 第31回人権啓発京都府集会への参加について
- (2) 議会だよりの内容について（審査内容）
- (3) 行政視察のまとめについて
- (4) 次回の日程について



亀岡市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から72年を迎えました。核兵器の非人道性から禁止・廃絶を求める動きとも相まって、いまや「核兵器禁止条約を結べ」との声は、世界の大勢となってひろがっています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、憲法で認められた地方自治の原則に基づき、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. 被爆70年を経て、核兵器の非人道性から禁止・廃絶を訴える国際的な動きが急速に広がっている今、「核兵器のない世界」にむけて被爆の実相をひろげることが重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用してください。
 - (2) 地域がおこなう原爆（写真）展に後援・協賛してください。公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内してください。
 - (4) 広報、有線放送等を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせてください。
2. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言に住民と一緒に取り組んでください。
3. 被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して、「核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める」決議・意見書（別紙・例文）を提出してください。
4. 京都府に対して、脱原発・非核京都府宣言の実現と、非核三原則の地方における具体化である非核「神戸方式」を舞鶴港に適用し、核持ち込みを許さない非核舞鶴港の実現を強くはたらきかけてください。

5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善を勝ち取りました。しかし、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者には時間がありません。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
7. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど、加盟している「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。
8. 前文や第9条で、戦争を放棄し国際紛争の平和的解決を明確にした日本国憲法を地域の平和に生かす努力、施策をすすめてください。日本を戦争する国につくりかえる安保法制（戦争法）の廃止を求めてください。
9. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその 80km 圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発をはじめすべての原発の再稼働に反対し、原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。
10. 京丹後市（経ヶ岬）の米軍専用レーダー（Xバンドレーダー）基地の運用に伴う米軍関係者による事故多発、軍属による福知山の陸上自衛隊射撃訓練場での実弾射撃訓練など、地域や住民のなかに不安が広がっています。日本の防衛とは無関係で、地域と住民の安心・安全を脅かす米軍のXバンドレーダー基地の撤去、実弾射撃訓練の中止を日米両政府に求めてください

2017年5月19日

原水爆禁止国民平和実行連

京都実行委員会代表 梶川 憲

2017年原水爆禁止国民平和実行連京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会 付 付 Tel: 075-811-3203 FAX: 075-811-3213

日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、
条約実現に真剣に努力するよう求める

第 71 回国連総会で採択された「多国間核軍備撤廃交渉の前進」決議にもとづき開催された核兵器禁止条約について交渉する国連会議（第一会期 3 月 25 日～31 日）は、核保有国や日本などの「核の傘」に頼る国が核兵器禁止条約に反対し、会議を欠席しましたが、参加した大多数の国は速やかに禁止条約をつくることで一致し、第二会期の国連会議（6 月 15 日～7 月 7 日）で禁止条約を採択する方向も示され、核兵器禁止条約の締結にむけて歴史的な一歩を踏み出しました。

これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きです。核兵器禁止条約が締結されれば、生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力をもつ協定（条約）によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し廃絶する道がひらかれるからです。

ところが日本政府は、アメリカなど核保有国に同調して核兵器禁止条約に反対し、国連会議への参加をボイコットしています。国際社会での合意にも、「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者のねがいにも、世界の世論にも反するものです。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活の課題であり、それは「各国の軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号決議からも、国際紛争の解決に武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、さらには、人類で唯一国民が被爆の体験を持つ国の政府としても当然、日本政府が支持し、積極的に推進すべきものです。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度をただちに改め、6 月 15 日からニューヨークの国連本部で開催される交渉会議（第二会期）に参加し、核兵器禁止・廃絶を提起し、そのための条約実現に真剣に努力するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2017 年 月 日

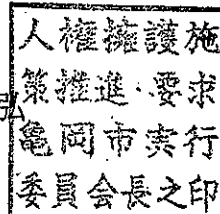
（自治体議会名）

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様

人 施 亀 第 7 号
2017年6月1日

人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会
加 入 団 体 御中

人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会
会長 大 西 章 弘



第31回人権啓発京都府集会への参加について（依頼）

梅雨の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当実行委員会の取組みに格別の御理解と御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、来る6月30日（金）に第31回人権啓発京都府集会が宇治市文化センターで開催されます。

つきましては、本集会を私たちの活動の一環として、また人権研修の機会として位置付け、御参加いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 2017年6月30日（金）
午前10時30分～午後3時30分（受付：午前9時30分） |
| 2 | 場 所 | 宇治市文化センター（宇治市折居台1丁目1番地） |
| 3 | 主 催 | 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会 |
| 4 | 内 容 | 別添チラシのとおり |
| 5 | 要請人数 | <u>1 人</u> |

《裏面あり》

6 参加形態及び費用

- (1) 会場へは、バスを配車します。バスを利用される方は、午前8時25分に亀岡市役所 玄関前に集合願います。(バスは午前8時30分に出発します。)
- (2) 各自で参加される場合の交通費については、自己負担をお願いします。
- (3) 参加費(3,000円)は、当実行委員会が負担しております。
~~今回、参加券を同封しておりますので、当日必ずお持ちください。~~
~~なお、万が一、御欠席の場合は、お手数ですが参加券を御返送願います。~~
- (4) 昼食については、各自で御用意ください。主催者幹旋のお弁当(緑茶付1,000円※消費税込)を御希望される方は、事務局で取りまとめて申し込みますので、別紙 参加報告書の「弁当の希望」欄に御記入の上、事務局まで御報告ください。(この場合もお弁当代は、自己負担となります。代金は当日、バスの車内または当日の亀岡市実行委員会の受付場所で、事務局職員へお支払いください。)

7 お 願 い

- (1) 参加していただく方の氏名と、バス利用の有無、お弁当希望の有無を別紙参加者報告書にて6月20日(火)までに、事務局へ御報告いただきますようお願いいたします。
- (2) やむを得ず参加できない場合についても、必ず報告をお願いします。
また、参加券の返送も併せてお願いします。

事務局：亀岡市役所生涯学習部人権啓発課

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

電 話：25-5018(直通)

FAX：22-6372

担 当：安藤 美佳

平成29年5月26日

亀岡市議会議長 様

京都府市議会議長会会長
綾部市議会議長 安藤 和明

第31回人権啓発京都府集会への参加について

謹啓 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、本会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、1名の参加要請があり、慣例により市制
施行順で参加をお願いしております。

今回は、貴市議会の順番となりますので、ご多用のこととは存じますが、
下記によりご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加費につきましては、京都府市議会議長会で負担します。

また、当日は後日お送りしますチケットをお持ちください。

記

1 日 時 平成29年6月30日(金) 午前10時30分～午後3時30分

2 会 場 宇治市文化センター (主会場)

宇治市折居台1丁目1番地

TEL: 0774-39-9333

京都府市議会
会 長 安 藤 和 明 様



2017年5月19日
部落解放人権政策確
京都府実行委員会
会 長 木 越



第 3 1 回 人 権 啓 発 京 都 府 集 会 ご 出 席 の お 願 い

部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と、人権政策の確立にむけてご尽力されていますことに、心から敬意を表します。

さて、昨年12月に部落差別解消推進法が成立し、部落差別の解消にむけて一定の道筋ができたところです。しかし社会のなかには依然として部落差別は根強く存在しています。また、これまで私たちが求めてきた総合法としての「人権侵害救済法」「差別禁止法」は国会で論議すらされてはいません。引き続き私たちは、両法の制定にむけて取り組みをおこなう所存です。

「全国部落調査 復刻版」の出版・販売をめぐり、現在裁判闘争を展開しています。また、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ規制法を成立しましたが、罰則規定がないことを理由に、障害者差別、ヘイトスピーチも野放しにされています。また、部落間い合わせ事件、インターネット上の差別、人権侵害など、差別はより悪質・陰湿化しています。

人権が脅かされているなか、やはり「人権侵害救済法」「差別禁止法」の制定は重要です。差別にあった被害者が泣き寝入りすることがないよう、また、いかなる政権であっても、私たちは法案が制定されるまで訴えていくところです。

このような状況のもと、第31回人権啓発京都府集会を下記の通り開催し、人権確立の社会をめざし、さらに「人権侵害救済法」制定にむけて運動の輪を広げていきます。

大変ご多忙のことと存じますが、本集会にご出席していただきたいと思います。

記

第 3 1 回 人 権 啓 発 京 都 府 集 会

日 時 6月30日（金）午前10時30分から午後3時30分

会 場 宇治市文化センター（主会場）

宇治市折居台1期1番地

0774-39-9333

内 容 開会行事、基調提案、記念講演、分科会

※ ご出席された場合、時間の関係上、紹介だけさせていただきます。

視 察 概 要

◎ 5 月 9 日 (火)

千葉県習志野市視察

1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分

<調査事項>

公会計について

(1) バランスシート探検隊事業について

説明者

会計管理者

宮澤 正泰氏

会計課 会計推進係主幹

関根 順子氏



習志野市からの歓迎挨拶（議会事務局）



視察の始めにあたり、竹田委員長挨拶



担当者からの説明



視察の終りにあたり、奥野副委員長挨拶



新庁舎視察



議場にて

視察先	千葉県習志野市（平成２９年５月９日（火）） （人口：１７０，６８５人、面積：２０．９７㎢）
調査項目	公会計について （１）バランスシート探検隊事業について
視察の目的	習志野市では、市の今後について、市民と一緒に考えていくために、貸借対照表（バランスシート）を通じて、多くの市民に財務状況を理解してもらうこととして、バランスシート探検隊事業を実施しており、その先進的な取組みの現状、課題等について視察を行う。
施策等の概要	公会計について （１）バランスシート探検隊事業について ・千葉大学法経学部と事業協定を結び、公会計を専門としているゼミに組み込んで実施。 ・市内在住・在学の高校生を隊員として公募し、専門用語が多く、解り難いバランスシートを「高校生にもわかる」視点で読み解く他、実態を検証するため現地調査も行った。 ・市が抱えるインフラ資産の現状の研究として橋梁台帳や橋梁長寿命化修繕計画に着眼し、バランスシートとその基となる固定資産台帳を活用した分析を行った。 ・バランスシート探検隊事業の対象施設としては、橋梁以外にも、社会教育・文化施設、下水道施設、学校（校舎）などがあり、市民生活の安定のため、将来にわたり継続してインフラ資産を使用していくためには適正な修繕が必要不可欠であること、修繕にはお金がかかること、また、自治体が保有している資産の多くは、今後も負債を生み出す側面があることなどを学ばれている。 ・広報番組をケーブルテレビ等で放映し、周知を図っているが、財務書類報告会への出席者は少なく、市民にいかに関心を持ってもらうかが課題となっている。 ・このバランスシート探検隊の活動が全国に広がっており、近隣では、大阪府の大東市で、大阪産業大学等と協定を締結し、事業を実施している。 ・習志野市では、平成２９年度予算執行から、財務会計システムに「日々仕訳システム」を導入されている。 ほとんどの自治体が、導入に向けた課題（現場の知識醸成や

	システム導入経費など）から、現在は期末一括仕訳となっている中で、習志野市は、職員が経営感覚を身に着けるための人材育成にも効果があり、資産・債務改革を適切に行うために役に立つ財務書類を作成する必要があるとして、当該システムを導入されているところである。 <参考：本市の現状> 本市では、平成１３年度から普通会計を対象として貸借対照表を作成・公表してきたが、国からの要請に基づき、平成２０年度決算から、新しい方式の一つである「総務省方式改訂モデル」を採用し、新たな財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表している。平成２８年度決算からは、総務省が示す統一的な基準による財務書類を作成することとしている。 （平成２９年度当初予算　８００万円（システム改修費））
考察	（現状や事業効果） ・職員の意識改革という点では、自主的な公会計改革スタディグループや、公認会計士による実務研修会、職場での自主的な簿記勉強会、公認会計士による「公会計に役立つ簿記の基礎知識」などの研修を実施し、効果をあげている。 （本市に導入できること） ・本市においても職員への研修は必要なことだと考える。 （本市に導入した場合の課題） ・先駆的な取組みの推進者、核となる人がいないと、事業実施は難しいと思われる。 ・大学との協働作業がどうしても必要である。 ・当該事業のベースとなる公会計的な考え方というものを、ある程度、職員にも勉強してもらうことが必要である。 （今後の検討） ・本市においても、市民との協働、官学協働事業として検討していくべきである。

委員の意見等	• どの自治体も財政状況が厳しい中で、公共施設の老朽化等の社会インフラの整備は喫緊の課題でとなっているが、下水道や学校施設、防火水槽、橋梁等の整備には莫大な費用を要するだけに、市民の皆さんの理解が必要になってくる。とりわけ次代を担う高校生等にその現状を理解してもらう取組みは非常に意義深いと感じた。 • 行政だけの取組みではなく、市民との協働、官学協働を進めている「バランスシート探検隊事業」は、市民の方に関心を持ってもらうための方法として、大変参考になった。 • 本市においても税収増が望めない中で、公共施設の老朽化が進んでおり、メンテナンスが必要となっている。 また、亀岡会館等施設の建替えも考えられる時、今後、金利や減価償却を含んだバランスシート等で、行政活動のフルコストを把握することは必要と考える。 • これらの取組みによって、「自治体が所有している資産の多くは、今後とも負債を生み出す側面がある」、「市が公共施設（社会教育・文化施設など）を整備し、維持管理・運営していくためには、市全体としての負担や長期的な視点からの負担を考えていく必要がある」ことが明らかになったとされているが、自治体の行政が「損益」だけで計ることはできないと思う。 • 担当者が、「校舎」の件で、「小学校区のコミュニティが重要と考えており、小学校は統廃合しない」と明言されたことは、重要な視点であると思った。 • 市の財務書類には専門用語が多く、市民にはわかりにくいのは事実である。貸借対照表（バランスシート）を、高校生にも分かる視点で読み解くことを目的とした「バランスシート探検隊事業」は、市民が市の財務状況を理解し、財政に関心を持ってもらう格好の事業と思われた。 • 当該事業は市職員の自主的な勉強会がきっかけというが、先駆的な取組みの推進者が存在したことは大きく、全国に先駆けて取組む姿には感動した。 • 市職員のレベルアップや市民への財政理解度アップは、あとはやる気の問題だと思った。 • 当該事業は、会計部門の取組みであるが、財政部門の取組みと錯覚してしまいそうになる。このような取組みを指示した
----------------------	---

	トップが凄いと感じた。 ・施設等の財産としての価値をしっかり把握しながら、計画的にお金（税金）をどのように使っていくかという視点で、今後、ますますシビアに財政を見ていかなければならない。
--	--

視 察 概 要

◎ 5 月 1 0 日（水）

千葉県いすみ市視察

10時30分～12時00分

<調査事項>

移住定住促進事業について

- (1) 空き家バンクについて
- (2) お試し住宅・田舎暮らし体験プログラムについて
- (3) その他の移住定住支援制度について

説明者 水産商工観光課長

荘司 義弘氏

水産商工観光課 移住・創業支援室長

尾形 和宏氏



いすみ市からの歓迎のあいさつ（市長）



いすみ市からの歓迎のあいさつ（議長）



視察の始めにあたり、竹田委員長挨拶



視察の終りにあたり、奥野副委員長挨拶



東京オリンピック サーフィン会場予定地視察



東京オリンピック サーフィン会場予定地視察

視察先	千葉県いすみ市（平成２９年５月１０日（水）） （人口：３９，６３３人、面積：１５７．４４㎢）
調査項目	移住定住促進事業について （１）空き家バンクについて （２）お試し住宅・田舎暮らし体験プログラムについて （３）その他の移住定住支援制度について
視察の目的	いすみ市では、人口減少に歯止めをかけるため、移住定住促進事業に積極的に取り組まれている。 今回、「空き家バンク」、「お試し住宅・田舎暮らし体験プログラム」、その他の移住定住支援制度について、その先進的な取組みの現状、課題等について視察を行う。
施策等の概要	移住定住促進事業について （１）空き家バンクについて ・現在、いすみ市内に居住していない戸建住宅を所有し、賃貸物件として提供してくれる方から登録された空き家の貸出し情報をウェブサイト等で公開するとともに、市内へ移住・定住等を目的として、空き家の利用を希望する方に対して紹介を行う、マッチングシステムである。 ・平成２２年１２月から事業実施されている。 ・定期的に空き家見学会も実施されており、物件紹介と併せ、先輩移住者の暮らしぶりを見聞きする場も設けられている。 ○登録物件数　５０件（延べ６８件） ○利用希望登録数　２８２件 ○成約件数　６６件（延べ） （平成２９年５月１日現在） ※成約件数　１４件（２０１６年都市データパックより） （２）お試し住宅・田舎暮らし体験プログラムについて ・移住を検討している方に、お試し住宅として、無料で１週間の短期滞在できる事業を実施している。 ・田舎暮らしに関する体験プログラムとして、ＮＰＯ法人いすみライフスタイル研究所へ委託し、いすみ市の魅力・良さを体験、体感していただくための「田植え de 農コン」「子育て体験ツアー」「女性限定ツアー」等の多彩なイベント・ツアー

ーを実施している。

(3) その他の移住定住支援制度について

- ・移住に創業支援を加えることを目指している。新規創業者に向けた施策として、ソフト面、ハード面、補助金等の支援を実施している。

<ソフト面>

- 創業セミナーの開催
- いすみ創業塾を市商工会で開催
- 地域クラウド交流会を開催

<ハード面>

- 創業支援の場の提供（港の朝市への新規出店など）

<補助金等>

- 空き店舗対策事業補助金
- シェアハウス等設立補助金
- クラウドファンディング活用支援事業補助金
- クラウドファンディング利用手数料助成事業補助金
- 創業支援資金利子補給金

- ・移住・定住相談窓口として、移住相談案内所「いすみ暮らしサロン」を開設している。行政職員と市民の原則2人1組が相談員となり、いすみ暮らしについて「よろず」情報を提供することで、移住への心理的ハードルを低くするように努めている。

- ・「港の朝市」で移住相談ブースを運営するとともに、東京等での出張移住相談・セミナー等を実施している。

また、移住定住支援補助金、通勤通学用駐車場利用補助金、若者世帯定住促進家賃補助金などを実施している。

<参考：本市の現状>

平成29年度においては、「移住・定住希望者向け情報発信の強化」、「移住促進特別区域内における空き家改修等補助制度創設」、「子育て世代のUターン促進のための同居・近居支援補助制度創設」、「若者世代の定住促進のための地域交流施設整備補助制度創設」、「婚活イベント等の実施」など予定している。（平成29年度当初予算額 8,982千円）

	また、地方創生拠点整備交付金を活用した平成２８年度の繰越事業として、古民家の利活用による移住定住促進施設整備事業を実施予定である。 (平成２８年度補正予算 ５５，５００千円（繰越）) なお、本市における空き家バンクの取組みについては、平成２８年度から実施しており、平成２８年度の実績としては、成約件数 １件となっている。
考察	(現状や事業効果) ・空き家バンクについては、平成２９年５月１日現在で、登録物件数：延べ６８件、利用希望登録数：２８３件、成約件数延べ６８件となっている。 ・移住・定住促進の取組みの成果として、「田舎暮らしの本」で首都圏エリアの「若者世代が住みたい田舎」１位、「子育て世代が住みたい田舎」１位、「シニア世代が住みたい田舎」２位で、「総合ランキング」では１位にランク付けされている。 (本市に導入できること) ・本市においても少子高齢化が進み人口減少、とりわけ若年層の流出に歯止めがかかっていないことから、いすみ市の先進的な取組みを参考にしながら、本市の実情に応じた移住・定住の促進につながる取組みを進めていくべきである。 (本市に導入した場合の課題) (今後の検討) ・本市においては、まだまだこれからという段階であり、比較検討もできない状況であるが、今後、各事業が具現化する中で、先進的な取組みを参考とすべきである。
委員の意見等	・本市では、空き家バンクの取組みについて、平成２８年度から実施したばかりであり、今後の促進政策として、多くの項目について参考となった。 ・どの自治体も人口問題や活性化などの課題に取り組んでいるが、いすみ市の取組みは、本市にとっても学ぶ点が多いと感じた。

	・有機たい肥をつくる土着菌に注目したいと思う。 ・移住定住促進の担当部署が「水産商工観光課」であることに驚いた。全国どこでも人口減少対策に苦慮し事業展開しているが、当市の大きな特徴は、当課の商工振興に絡め「移住・創業」に重きを置いていることである。観光だけでは差別化できないと、環境と経済を結び付けた総合戦略で臨む視点は素晴らしい。 ・地元の有機米をはじめとする農業と、イセエビなど全国有数の漁獲高を誇る水産業のどちらでも移住者が仕事できる町をアピールしている。企業にも提案し注目を浴びているのも納得できる。 ・体験プログラムでは、「地域の課題に取り組む活動と働き方ツアー」のように、敢えて地域のマイナス面に関心を持ってもらおうとする内容や、「狩猟体験ツアー」にあるイノシシの皮はぎ体験」ジビエランチもユニークだと感じた。 このように、いすみ市では、官民一体で真剣に田舎暮らしの情報発信に取り組んでいる姿が見えた。東京オリンピックのサーフィン会場にも近く、今後は注目される地域になると思う。
--	---

視 察 概 要

◎ 5 月 1 1 日 (木)

神奈川県藤沢市視察

9 時 3 0 分～ 1 1 時 3 0 分

<調査事項>

中学校給食について

- (1) 選択制デリバリー給食について
- (2) ミルク給食について

説明者	教育部学校給食課長	板垣 朋彦氏
	教育部学校給食課 課長補佐	藤岡 健一氏



藤沢市からの歓迎挨拶（学校給食課）



担当者からの説明



ランチボックス等の確認



ランチボックス等の確認



デリバリー給食の確認・試食



視察の終りにあたり、竹田委員長挨拶

視察先	神奈川県藤沢市（平成29年5月11日（木）） （人口：427,298人、面積：69.57km ² ）
調査項目	中学校給食について （1）選択制デリバリー給食について （2）ミルク給食について
視察の目的	藤沢市では、中学校給食について、現在、選択制デリバリー給食とミルク給食を併用されているが、「中学校給食実施にあたっての基本方針」（2013年8月）や「中学校給食実施計画」（2016年2月）等を策定される中で、様々な変遷を経て、現在に至っている状況である。 今日までの検討経過、現状及び課題等について、視察を行う。
施策等の概要	中学校給食について （1）選択制デリバリー給食について ・藤沢市では中学校の給食を「デリバリー方式の給食」と持参弁当のどちらかを選択することがでる。 「デリバリー方式の給食」（選択制デリバリー給食）については、現在、市内19中学校中、9校で実施されており、平成29年度中に3校導入予定で、平成30、31年度内にはすべての学校で導入できるよう調整していくとのことである。 ・給食は、成長期にある中学生の健康を考え、市の栄養士と調理業者が協力し、栄養バランスに配慮した献立で、望ましい食習慣の育成や食育を推進するとともにパソコンやスマートフォンで一日単位の予約ができるなど、みんなが利用しやすい給食をめざしている。 ・在校時一括予約の申込みをすると、在校中の給食実施日全てについて、予約が自動で入ることとなる。 ただし、給食実施日の7営業日までに給食費の払込みがない場合には、予約は取り消される。 ・給食費は1食300円（うち牛乳分は51円）で、大盛は1食380円（うち牛乳分は51円）となっている。 なお、調理や配送等の経費は市が負担している。 （「牛乳なし」「牛乳のみ」（ミルク給食）でも注文が可能） 給食費は「前払い」であることから未納がなく、先生の負担がかからないようにしている。

	<安全・安心な給食> ・藤沢市では、安全・安心な給食を提供するため、食材については、可能な限り国内産の食材や、食品添加物を含まない製品を使用している。 ・食中毒防止のため、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づき、「藤沢市学校給食衛生管理基準」を定め安全面、衛生面に配慮した工程で調理を行う。 ・食中毒の原因となる細菌が繁殖しないように、適切に温度管理をするため、おかずは一定温度まで冷まして盛り付けを行う。 ・ごはん、おかず、汁物は、別々の容器で提供する。 ・牛乳は、藤沢市立小学校の給食と同様の紙パック（200ml）のものを提供する。 （２）ミルク給食について ・ミルク給食は、ミルク（牛乳）のみを提供する給食で、主食・副食等（お弁当）は持参となる。選択制デリバリー給食の未実施の学校で導入している。 ミルク給食の給食費（年額）は4800円となっている。 <参考：本市の現状> 平成29年度において、選択制デリバリー弁当を導入することとして、モデル校1校を選定し、配膳室の整備、パソコン等から予約できるシステムの構築や、配膳員の配置等の環境整備を行う予定である。 （平成29年度当初予算額 6,643千円）
考察	（現状や事業効果） ・藤沢市のデリバリー給食は、市の栄養士と調理業者の協力により、栄養バランスに配慮した献立になっており、また、小学校給食の食材を使用させるなど、弁当業者の弁当をそのまま提供しているということだけでなく、子どもたちの健康を考えた給食を提供するという考えのもとで実施されている。 ・予約システムや配膳作業、給食費、献立栄養面、足りない生徒への大盛りやお代りなど、かなり行き届いた内容、システ

	ムであった。 ・デリバリー給食 1 食の値段は 7 0 0 円で、そのうち委託料が 4 0 0 円、保護者負担が 3 0 0 円となっており、就学援助制度の対象とされている。 ランチボックスやコンテナは市が準備し、システム改良費としては、予約システムのできる業者に依頼しているため負担はない。 ・運営管理費（献立印刷代、払込票など） 1 2 校で 3 4 0 0 万円である。 （本市に導入できること） ・本市においても藤沢市の選択制デリバリー給食の取組みを参考とすべきである。 （本市に導入した場合の課題） ・アレルギー対応が課題となっており、委託業者に頼むことは厳しい状況であるが、一日単位で予約が可能であることから、メニューを見て予約を行うことで、アレルギー対応ができる。 ・中学校の給食時間が実質 1 5 分といわれる中で、藤沢市では全校舎がエレベーター完備のため配膳が可能だが、本市ではどうか。また、配膳員の作業スペース（空き室）が取れるかが課題のように思われる。 （今後の検討） ・本市でも選択制デリバリー弁当の試行が予定されているが、学校給食法や食育の観点から十分に検討する必要がある。
委員の意見等	・試食させていただいたデリバリー給食は、栄養バランスに配慮した献立になっており、弁当業者の弁当をそのまま提供しているということではなく、給食という位置づけで、子どもたちの健康を考えた給食を提供するという考えのもとで実施されていると感じた。 ・本市においても、今年度モデル校を選定し、デリバリー弁当を導入する予定であることから、藤沢市の選択制デリバリー給食の取組みを参考にさせていただき、試行に向けての現状

	を把握するとともに、中学校給食のあり方についても考えていきたい。 ・本市もモデル実施から本実施へ移行する過程で、給食予約、給食費支払、配膳方法、アレルギー食等様々な問題が発生すると考えられるが、子どもたちの健全な成長のため栄養バランスに配慮した献立で、望ましい食習慣の育成や食育を推進させるため、全校給食を実施すべきである。 ・実施に至る経緯やランチボックス・コンテナの紹介、DVDによる配膳員の作業、給食の試食、栄養士からの献立説明など、非常に分かりやすかった。 ・試行錯誤の繰り返しというが、予約システムや配膳作業、給食費、献立栄養面、足りない生徒への大盛りやお代りなど、かなり行き届いた内容であったし、システムとしては完璧のように見えた。
--	---